

沖縄県北部医療組合一般競争入札公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。 なお、本工事は余裕期間を設定して実施する工事である。

令和7年9月16日

沖縄県北部医療組合 管理者 玉城 康裕

1 工事概要

(1)	工 事 名	公立沖縄北部医療センター新築工事（電気）		
(2)	工 事 場 所	名護市大北地内		
(3)	工 種	電気工事		
(4)	工 事 内 容	電気設備工事		
(5)	工 期	契約締結日の翌日から1095日間（うち余裕期間：180日間）		
(6)	入 札 方 式	施工体制確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。		
(7)	総合評価の適用方式	標準型	(8)	発 注 形 態
(9)	資 格 審 査 方 法	段階審査方式		
(10)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）	○	リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		○	低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。 ※令和元年7月1日付けで、失格基準価格が改正されました。詳しくは、ホームページを御参照下さい。
		○	債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事であり、ゼロ債務負担行為工事ではない。（ゼロ債務負担行為工事とは、2年度間に渡る当初工期で、初年度の支払限度額がゼロ）
			ゼロ債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事であり、ゼロ債務負担行為工事である。（ゼロ債務負担行為工事とは、2年度間に渡る当初工期で、初年度の支払限度額がゼロ）
		○	技術者育成型	※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文3（イ）2及び入札説明書1（1）ウを参照のこと。
(11)	適用する労務単価	令和7年3月労務単価 ※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。		
(12)	本工事に係る設計業務等の受託者	内藤・ARG・設備研究所設計共同体		
(13)	そ の 他 （右表のうち、○印を付した要件を満たす。）	○	完全週休2日適用工事	※本工事は、完全週休2日適用工事として労務費及び現場管理費を補正している。詳細は、特記仕様書参照のこと。
			発注者指定型	※本工事は、ICT活用工事（〇〇工）の対象工事である。
			施工者希望型	※本工事は、施工者の希望により、ICT活用工事（〇〇工）を実施するものとする。
			難工事指定試行工事	※本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加算評価するための試行工事である。詳細は、特記仕様書及び総合評価方式の運用等を参照のこと。
			建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事	※本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。詳細は、特記仕様書及び沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領による。
			発注者指定型	※本工事は、BIM/CIM適用工事の対象工事である。
			受注者希望型	※本工事は、施工者の希望により、BIM/CIM適用工事を実施するものとする。
		○	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	※本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象である。総合評価方式における評価の担保として、受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減じる措置等を行う。詳細は、入札説明書、特記仕様書及び沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。
			作業船保有の評価試行工事	※大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業等における作業船の保持更新は必要不可欠である。本工事は、作業船保有企業が作業船を保持し更新できるよう、受注機会の拡大を目的として、作業船保有を評価する試行工事である。詳細は、入札説明書を参照のこと。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の結成にあたっての要件

(1)	3 社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2 つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資比率は、20%以上でなければならない。

3 入札参加資格 次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定ＪＶの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	電 気 工 事 業		(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。
(2)	等 級	代表構成員	—	
		その他構成員	A 等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年	令和7・8年度		
(4)	許可区分	代表構成員	特定建設業	
		その他構成員	特定建設業	
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。			
(6)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。			
(7)	施工計画が適正であること。			
(8)	申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定日までの期間に、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。			
(9)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。			
	ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合			
	イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。			
	(ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合			
	1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 （ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 （iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役 （iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役			
	2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）			
	4）組合の理事 5）その他業務を執行する者であって、1）から4）までに掲げる者に準ずる者			
	(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ロ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合			
	ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合			

(10)	原則として、上記1-(12)に表示する設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。 ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (ｱ) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ｱ)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 (ｱ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合		
	(11)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。	
	(12)	取 扱 案 件	・該当なし

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	施工実績	対 象 期 間	自 平成22年4月1日 至 令和7年9月30日	左記の期間内に下記の対象工事を元請け又は建築一式工事における1次下請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績（沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上）を有すること。施工工種は電気工事を対象とする。	
		対 象 工 事	次の要件を満たす施工実績を有すること。 ・病床数200床以上の病院の新築工事。		
		備 考	共同企業体の取扱いは、以下のとおりとする。 ア 特定JV又は経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 イ 経常JVとして参加する場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績がない場合は、代表者の施工実績を対象とする。		
(2)	配置予定技術者	資 格 区 分	1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	・左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。なお、特例監理技術者の配置については、特記仕様書を確認すること。 なお、本工事は余裕期間を設定しており、工事着手までの間は、監理技術者の配置の必要はなく、実工期の始期に配置できればよい。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合も、実工期の始期に当該工事に配置できればよい。	
		備 考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ｱ)から(ｲ)のいずれかを満たす者をいう。 (ｱ) 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者。 (ｲ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 配置予定技術者にあつては、申請日より3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。		
		対 象 期 間	自 平成22年4月1日 至 令和7年9月30日	左記の期間内に下記の対象工事を元請け又は建築一式工事における1次下請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績（沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上）を有すること。施工工種は電気工事を対象とする。	
		対 象 工 事	次のa,bのいずれか又はその両方の要件を満たす施工実績を有すること。なお、a,bは同一工事でなくてもよい。 a 医療法に規定される病院の新築工事。 b 2,500㎡以上の非木造建築物の新築工事		
		技術者育成型 試行工事の取扱い	技術者育成型試行工事に配置する専任補助者は、上記の要件と同等以上の資格を有する者であること。 なお、JV発注工事の場合、専任補助者は代表者の配置予定技術者に対し配置する。		
		そ の 他 の 条 件	右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。		
(3)		○	地域要件	(ｱ) 沖縄県内	左記の(ｱ)に示す地域内に、事務所等が存在すること。
			○	経営事項審査 評定値	(ｱ) 電気工事 (ｲ) 1300点
		赤土等流出 防止対策 施工実績	対 象 期 間	自 平成**年4月1日 至 令和7年9月23日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
			備 考	県発注工事及びJV構成員としての実績の扱いは、3-ｲ-(1)備考に準ずる。	

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	配置 予定 技術者	資 格 区 分	1 級電気工事施工管理技士 又はこれと同等以上の資格 を有する者			・ 左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、本工事は余裕期間を設定しており、工事着手までの間は、監理技術者の配置の必要はなく、実工期の始期に配置できればよい。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合も、実工期の始期に当該工事に配置できればよい。
		備 考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。 (ア) 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)) の資格を有する者。 (イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 配置予定技術者にあつては、申請日より前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。			
(2)	そ の 他 の 条 件 右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。		○	地域要件	(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。
				経営審査 事項評定値	(ア) (イ)	申請期限日現在で左記の(ア)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。

4 入札手続等

(1) 入札手続	本工事は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を紙入札により実施する工事である。				
(2) 設計図書の配布	期 間	公告日 ～ 令和7年11月11日			
	配 布 方 法	沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding			
	問い合わせ先	沖縄県北部医療組合 電話：0980-43-8053			
(3) 審査に係る 申請書等の提出	提 出 期 間	公告日 ～ 令和7年9月30日 ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			
	提 出 先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合 施設整備課 電話：0980-43-8053 メール：jimukyoku@okinawahokubuiryo.jp	提出 部数	2部	
	提 出 方 法	持参又は郵送（提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。）。 また、電子データも提出すること（メール可）。			
	提 出 資 料	・入札参加資格確認申請書（別記様式1-1から別記様式1-3）（以下「申請書」という。） ・入札参加資格確認資料（別記様式2から別記様式9）（以下「確認資料」という。） ※申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、4-(5)により提出すること。 ※申請書、確認資料及び証明資料（以下「申請書等」という。）の作成方法については、沖縄県土木建築部における取扱いに準ずるものとし、総合評価方式の運用（案）（※）及び入札説明書による。 （※）沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding			
(4) 共同企業体資格審査 申請書等の提出	提 出 期 間				
	提 出 先	上記4-(3)に同じ		提出 部数	1部
	提 出 方 法				
	提出資料	・特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号） ・特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） （※）沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding			

(5) 証明資料の提出	証明資料が重複する場合の取扱いについては、沖縄県土木建築部における取扱いに準ずるものとし、総合評価方式の運用（令和7年6月改定）（※）を参照すること。 提出期限までに証明資料を提出しない者は、無効とする。 （※） http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoku/hinshitsu.html 技術・建設業課HP＞2. 主な事業（施策）の紹介＞1. 公共工事の品質確保＞2. 公共工事品質確保に関する資料			
	提出期限	令和7年9月30日（火） 17:00		
	提出先	上記4-(3)に同じ	提出部数	1部
	提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。）。		
(6) 入札参加資格の確認結果の通知	入札参加資格の確認は、その結果を以下の日までに書面で通知する。 令和7年10月7日（火）（予定）			
(7) 技術提案書及び施工計画書の提出	提出期限	令和7年11月11日		
	提出先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合 施設整備課 電話：0980-43-8053	提出部数	10部
(8) ヒアリング	ヒアリング期 間	令和7年11月19日（予定）	ヒアリング場 所	別途通知
	その他	ヒアリングは必要に応じて実施するものとし、ヒアリング日時は追って連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること（最大2名）。		
(9) 入札期日等	持参日時	令和7年11月12日（水） 10:20		
	持参場所	沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎内会議室 場所は申請書提出者あて、後日連絡する。		
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
	工事費内訳書の提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を提出すること。 (2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。 (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。		
	紙入札時の注意事項	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。 (3) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (4) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
(10) 入札の辞退等	申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合、入札日前日までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。 また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに8-(1)の問い合わせ先に報告すること。			
(11) 開札日時	令和7年11月12日（水） 10:30			

(12) 低入札価格調査 制度に基づく ヒアリングの実施	入札を行った者のうち、低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、低入札価格調査制度に係る追加資料(以下「追加資料」という。)の提出を求め、ヒアリングを実施する。 証明資料及び追加資料の提出並びにヒアリングを辞退する場合は、「追加資料提出辞退届（※）」を提出すること。 なお、低入札調査基準価格以上の入札を行った者については、当該ヒアリングを実施しない。 (※) 沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding			
	提出依頼	開札後、 令和7年11月12日 17:00 （予定） までに対象業者あて連絡する。		
	追加資料	・「追加資料様式（エクセル）」 ・「追加資料作成要領(PDF)」 ※「追加資料作成要領」は沖縄県要領に準ずるものとし、沖縄県知事を管理者と読み替える。 (※) 沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding		
	提出期限	令和7年11月14日 （金） 17:00		
	提出先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 1 階 沖縄県北部医療組合 施設整備課 電話：0980-43-8053	提出部数	1部
	提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。		
	ヒアリング 期 間	令和7年11月17日 (予定)	ヒアリング 場 所	別途通知
	そ の 他	ヒアリング日時・場所は、追って連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること（最大2名）。		
(13) 落札者の決定方法	開札後、入札を行った者から提出のある技術提案資料を含めて総合評価を行う。 次のアからウの要件に該当する全てのものを評価する。 ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。 イ 評価値が基準評価値（基礎点を予定価格で除した数値）を下回らないこと。 ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。 総合評価の結果、最高評価値者を落札候補者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。			
(14) 本入札に係る資料の 取扱い	ア 提出期限を過ぎた場合、申請書等及び追加資料ともに受け付けない。 イ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。 ウ 一旦提出した追加資料の修正等は認めない。 エ 提出期限後に書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は入札参加資格なしとなり、入札無効となることがある。また、関連する評価項目において評価対象としない又は評価を下方修正をすることがある。 オ 申請書等又は追加資料に虚偽の記載があった場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 カ 4-(12)のヒアリング実施に当たり、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合又は配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。 キ 提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。 ク 申請書等及び追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 ケ 契約担当者は、入札参加資格及び施工体制の確認のため以外に、提出された申請書等及び追加資料を使用しない。			

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、沖縄県土木建築部発行の総合評価方式の運用のとおり。
(2) 評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書 1-(1)のとおり。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を沖縄県北部医療組合に納付しなければならない。
	○	以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）
入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1)期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2)入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和7年11月11日（火） 16:00
	提出先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 1階 沖縄県北部医療組合 総務課 電話：0980-43-8053
	提出方法	「入札保証金納付口座情報通知依頼書（※）」を持参 ※事前に電話連絡すること (組合が発行する「入札保証金納付口座情報通知」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書（写）を提出すること。) (※) 沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiro.jp/archives/category/public-recruitment-bidding
	提出期限	令和7年11月10日（月） 17:00
	提出先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 1階 沖縄県北部医療組合 総務課
入札保証保険 証券・入札保 証書・契約保 証予約証書	提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
	その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。	
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県北部医療組合財務規則第127条に基づき準用する沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。	

7 その他の事項

(1) 入札参加者等の 遵守事項	本入札は沖縄県土木建築部における入札・契約関連例規を準用して実施する。 入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得（※）」、「建設工事請負契約約款（※）」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1-13、1-16】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html また、入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
(2) 配置予定技術者の 確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(3) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約	専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事で、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、監理技術者とは別に3に定める要件と同一の要件を満たす技術者を1名、専任で現場に配置すること。施工中、当該技術者は監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。 なお、当該技術者に係る氏名その他必要な事項について、追加資料（様式5）にて報告し、資格要件を証明する資料を添付すること。	
(5) 火災保険等の要否	要	
(6) 支払条件	前 金 払	各会計年度出来高予定額の40%以内（債務負担行為工事等における契約締結年度での支払予定・有）
	中 間 前 金 払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(7) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。	

8 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関する事	問 い 合 せ 先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合 総務課 電話：0980-43-8053
(2) 審査に係る提出資料に関する事	問 い 合 せ 先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合 施設整備課 電話：0980-43-8053
(3) 現場説明事項及び設計図書に関する事	以下の方法により書面で行う。	
	問 い 合 せ 先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合 施設整備課 電話：0980-43-8053
	質 問 書 提 出 先	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合 施設整備課 メール: jimukyoku@okinawahokubuiryo.jp
	提 出 期 間	資格確認結果通知日 ～ 令和7年10月24日（金） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提 出 方 法	電送（メール）又は持参 ※いずれの方法においても、編集可能なデータでの提出必須 ※様式は沖縄県北部医療組合HP公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding
	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び沖縄県北部医療組合HPに掲載する。 ※ https://okinawahokubuiryo.jp/
		期 間 回答日～ 令和7年11月5日（水） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

9 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	沖縄県土木建築部における入札・契約関連例規を準用し、入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、「沖縄県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領(※)」に基づき、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1-39】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html	
	提出期限	「競争入札参加資格確認結果」の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先	沖縄県北部医療組合 総務課
	提出方法	苦情申立書（様式第1号）を持参
(2) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合	非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先	沖縄県北部医療組合 総務課
	提出方法	苦情申立書（様式第1号）を持参